

○厚生労働省令第百号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに同法による改正後の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十九条の二及び医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の十四の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章～第四章の三 (略) 第五章 医療法人 第一節～第八節 (略) 第九節 <u>監督</u>(第三十六条―第三十八条の二) 第十節 <u>医療法人に関する情報の調査及び分析等</u>(第三十八条の三―第三十九条) 第六章・第七章 (略) 附則 (法第五十一条第二項の厚生労働省令で定める基準に該当する者) 第三十三条の二 法第五十一条第二項の厚生労働省令で定める基準に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 最終会計年度(事業報告書等につき法第五十一条第六項の承認を受けた直近の会計年度をいう。以下この号及び次号並びに第三十八条の四において同じ。)に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が五十億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が七十億円以上である医療法人 二・三 (略) 第九節 <u>監督</u> (都道府県知事が保存すべき書類) 第三十八条の二 令第五条の十四の厚生労働省令で定める書類は、<u>法第六章及びこの章の規定により提出された書類</u>(法第五十二条	目次 第一章～第四章の三 (略) 第五章 医療法人 第一節～第八節 (略) 第九節 <u>雑則</u>(第三十六条―第三十九条) (新設) 第六章・第七章 (略) 附則 (法第五十一条第二項の厚生労働省令で定める基準に該当する者) 第三十三条の二 法第五十一条第二項の厚生労働省令で定める基準に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 最終会計年度(事業報告書等につき法第五十一条第六項の承認を受けた直近の会計年度をいう。以下この号及び次号において同じ。)に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が五十億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が七十億円以上である医療法人 二・三 (略) 第九節 <u>雑則</u> (都道府県知事が保存すべき書類) 第三十九条 令第五条の十四の厚生労働省令で定める書類は、<u>法及びこの章の規定により提出された書類</u>(法第五十二条第一項の規

第一項の規定により届け出られたもの及び法第六十九条の二第二項の規定による報告に係るものを除く。）とする。

第十節 医療法人に関する情報の調査及び分析等

（法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める事項）

第三十八条の三 法第六十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第三項に規定する分析の結果その他の地域において必要とされる医療を確保するために都道府県知事が必要と認めるもの（個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。

（法第六十九条の二第二項の厚生労働省令で定める者）

第三十八条の四 法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、租税特別措置法第六十七条第一項の規定を適用して最終会計年度の所得の金額を計算した医療法人とする。

（法第六十九条の二第二項の規定による報告の方法）

第三十八条の五 法第六十九条の二第二項の規定による報告は、次に掲げる方法のいずれかにより、毎会計年度終了後三月以内（法第五十一条第二項の医療法人にあつては、四月以内）に行わなければならない。

一 電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法

二 書面の提出

2 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省で定める事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により報告をすべき医療法人が、自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方

定により届け出られたものを除く。）とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に法第六十九条の二第二項の規定による報告を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。	
(法第六十九条の二第二項の厚生労働省令で定める事項) 第三十八条の六 法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 病院又は診療所(以下この条において「病院等」という。)の名称、所在地その他の病院等の基本情報 二 病院等の収益及び費用の内容 三 病院等の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項 四 その他必要な事項	(新設)
(法第六十九条の二第三項及び第四項の厚生労働省令で定める事項) 第三十八条の七 法第六十九条の二第三項及び第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項 二 法第六十九条の二第二項の規定による報告の内容 三 その他必要な事項	(新設)
(法第六十九条の二第五項の厚生労働省令で定める方法) 第三十九条 法第六十九条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める方法は、電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法とする。	(新設)

附 則

この省令は、令和五年八月一日から施行する。